



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
11 月 14 日 (金)
第 656 号

目次

告 示

○令和 7 (2025) 年度自衛官候補生の募集期間等	831
○生活保護法による指定施術機関の指定	832
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	832
○特定農業用ため池の指定の解除	832

公 告

○患者の届出	833
--------	-----

告 示

栃木県告示第 487 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条、第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定に基づき、自衛官候補生の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和 7 (2025) 年 11 月 14 日

栃木県知事 福田 富 一

募 集 種 目 等	募 集 期 間	試 験 期 日	試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
自 衛 官 候 補 生 (陸 ・ 海 ・ 空) (男 子 ・ 女 子)	令和 7 (2025) 年 11 月 21 日 (金) から同年 12 月 18 日 (木) まで	1 学科試験、適性検査及び作文 (W e b 試験方式) 令和 8 (2026) 年 1 月 12 日 (月) 及び同月 13 日 (火) (任意の 1 日)	※志願者へ 別途通知	※志願者へ 別途通知
		2 口述試験及び身体検査 令和 8 (2026) 年 1 月 17 日 (土)	陸上自衛隊 北宇都宮駐 屯地	宇都宮市上 横田町 1360 番地
	令和 7 (2025) 年 12 月 19 日 (金) から令和 8 (2026) 年 1 月 22 日 (木) まで	1 学科試験、適性検査及び作文 (W e b 試験方式) 令和 8 (2026) 年 2 月 8 日 (日) 及び同月 9 日 (月) (任意の 1 日)	※志願者へ 別途通知	※志願者へ 別途通知
		2 口述試験及び身体検査 令和 8 (2026) 年 2 月 21 日 (土)	陸上自衛隊 北宇都宮駐 屯地	宇都宮市上 横田町 1360 番地
	令和 8 (2026) 年 1 月 23 日 (金) から同年 2 月 9 日 (月) まで	1 学科試験、適性検査及び作文 (W e b 試験方式) 令和 8 (2026) 年 2 月 22 日 (日) 及び同月 23 日 (月) (任意の 1 日)	※志願者へ 別途通知	※志願者へ 別途通知
		2 口述試験及び身体検査 令和 8 (2026) 年 2 月 28 日 (土)	陸上自衛隊 北宇都宮駐 屯地	宇都宮市上 横田町 1360 番地

(市町村課)

栃木県告示第488号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第 1 項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 （2025） 年11月14日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令 和 7 (2025) 年 10月20日	片柳 敏彦	－	足利M.I.A整骨院	足利市上洪垂町1546- 3 TSスクエアA

(保健福祉課)

栃木県告示第489号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和 7 （2025） 年度分の補助金等から適用する。

令和 7 （2025） 年11月14日

栃木県知事 福 田 富 一

環境森林部の部自然環境課の款の次に次のように加える。

資源循環推進課	栃木県環境学習推進事業補助金	那珂川町内の環境関連施設が行う見学者受入れ体制強化に資する事業を支援することにより、県営処分場エコグリーンとちぎを環境学習の拠点とした周遊的な環境学習ルートの構築を図る。	次の(1)及び(2)の事業を実施するに当たり要する経費 (1) 環境整備事業 (2) 理解促進事業	(1) 当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内。ただし、1,000,000 円を限度とする。 (2) 当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内。ただし、500,000 円を限度とする。	那珂川町内に環境関連施設を設置している者（国及び地方公共団体を除く。）
---------	----------------	---	---	--	-------------------------------------

(資源循環推進課)

栃木県告示第490号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第 7 条第 5 項の規定により特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 （2025） 年11月14日

栃木県知事 福 田 富 一

た め 池 の 名 称	所 在 地	解 除 年 月 日	備 考
新溜	矢板市玉田	令和 7 (2025) 年11月 4 日	

(農地整備課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年11月14日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病 の 種 類	家 畜 の 種 類	患畜又は疑似 患 畜 の 区 分	頭羽群数	発生の場所 又 は 区 域	発 生 年 月 日	経過及び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	4 頭	那須塩原市	令和 7 (2025) 年10月31日	法令殺

(畜産振興課)